

会 議 記 録 （１）

会議名称	令和８年度第１回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び 開会日時	令和８年８月６日（木） 午後１時３０分から午後２時５０分
開催場所	北本市役所 会議室３－Ｆ
議長氏名	会長 大島 映一
出席 委員（者） 氏 名	岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、山本 裕隆、若山 銀一郎、稲木 勝英、 森田 智子、小川 政美、関根 治人、佐藤 道子、大島 映一、堀田 智之、 飯田 直人
欠席 委員（者） 氏 名	和久津 英子、吉野 進午
説明者の 職員氏名	保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真
事務局 職員氏名	こども健康部長 関口 智明 保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主任 山内 景季 保険年金課主任 降田 美来
会議 次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 報告事項について ア データヘルス計画実施事業の状況報告について イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正について ウ 令和９年度北本市国民健康保険税について (2) 協議事項について ア 令和７年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について イ 令和８年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（案）について (3) その他 4 閉会
配 付 資 料	会議次第 資料 1-1 データヘルス計画（令和６年度～令和１１年度）個別保健事業経年評価シート 資料 1-2 北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画 （令和６年度～令和１１年度）中間評価スケジュール 【概要版】 資料 2 北本市国民健康保険税条例の一部改正について（報告） 資料 3-1 北本市国民健康保険事業特別会計 将来推計（Ｒ８年７月試算） 資料 3-2 北本市国民健康保険税 保険税率等の現状と課題及び税率改定の方方向性について 資料 4-1 令和７年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について 資料 4-2 令和７年度行政報告書（国民健康保険特別会計 抜粋） 資料 5 令和８年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）の概要について

会 議 記 録 （ 2 ）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。 北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。
	【傍聴人1名入室】
事 務 局	1 開 会 北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立しますことを報告いたします。
会 長	2 挨拶 会長 大島 映一 氏 （一略一）
事 務 局	続きまして、このたび3名の委員に変更がございますので紹介いたします。 まず、保険医又は保険薬剤師を代表する第2号委員として、 福山 史江（ふくやま ふみえ）様が退任され、 新たに山本 裕隆（やまもと ひろたか）様が、令和8年4月1日付けで委嘱されております。 次に、公益を代表する第3号委員として、 伊藤 治（いとう おさむ）様が退任され、 新たに、小川 政美（おがわ まさみ）様が、令和8年7月21日付で委嘱されております。 最後に、被用者保険等保険者を代表する第4号委員として、 水野 稔（みずの みのる）様が退任され、 新たに堀田 智之（ほった ともゆき）様が、令和8年7月1日付で委嘱されております。 新任の委員様より一言御挨拶をお願いしたいと存じます。 新任委員挨拶 （一略一）
事 務 局	事務局職員紹介 （一略一）
事 務 局	3 議 事 それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を大島会長にお願いします。
会 長	(1) 報告事項について 次第にありますとおり、本日は、報告事項が3件、協議事項が2件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。 それでは、(1) 報告事項のア「データヘルス計画実施事業の状況報告について」、事務局から説明をお願いします。

会 議 記 録 （ 2 ）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	－資料 1－1～1－2 を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。 【特に質疑等なし】
会 長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、（１）報告事項のイ「北本市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料 2 を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。 【特に質疑等なし】
会 長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、（１）報告事項のウ「令和 9 年度北本市国民健康保険税について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料 3－1～3－2 を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。
委 員	国保税の現年度課税分について、先ほどの報告事項イの資料 2 裏面に記されている令和 8 年度当初賦課額約 1 3 億円に関しては、この報告事項の資料 3－1 の中には反映させないものか。
事 務 局	お見込みのとおり、資料 3－1 の国保特別会計の将来推計については、令和 8 年度当初予算をベースに組み立てたものとなります。 補足として、先ほどの資料 2 の専決処分による条例の一部改正に関しては、低所得世帯に対する軽減の基準のみ改定したものであり、税率自体の改定は行っておりません。
委 員	次の協議事項に関連した質問となるが、ここ数年の決算では決算剰余金が発生し、これを翌年度へ繰越して活用することで、特別会計を賄ってきたものと認識している。 一方で、資料 3－1 を見ると、今後の歳入不足の見込みから、繰越金では賄いきれず、国保財政調整基金も枯渇する見通しから、税率改定の検討に着手することは理解した。 しかし、毎年度の決算では剰余金が発生している中で、令和 7 年度改定に引き続き、令和 9 年度も改定することに関し、被保険者の方に納得いただけるものか。

会 議 記 録 （ 2 ）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	決算剰余金は翌年度の会計で「前年度繰越金」として受け入れるものですが、この繰越金を除いた場合の「単年度収支」を見た場合では赤字となっています。
会 長	埼玉県に納める国保事業費納付金と現行税率による保険税収入との間には未だ差があり、この差が赤字の要因となるものです。 ほかに質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。
会 長	(2) 協議事項について 続きまして、(2) 協議事項のア「令和7年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料4－1～4－2を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。
会 長	【特に質疑等なし】
会 長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、(2) 協議事項のイ「令和8年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（案）について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	－資料5を示して説明－ （一略－）
会 長	ただいまの説明について質問はありますか。
委 員	前年度決算の剰余金を本年度の会計に受け入れることで生ずる補正予算案という理解でよいか。
事 務 局	そのとおりです。決算剰余金を「前年度繰越金」として受け入れ、歳入予算が増えたため、その分を同じ歳入予算である「基金繰入金」を減額し、調整するものです。
委 員	基金の取り崩し予定額を減らし、相殺することで、補正後の歳入歳出予算の総額は当初と変わらない結果となります。
委 員	基金の取り崩し予定額が今回減ったとしても、報告事項ウの将来推計では今後の財源不足や基金残高の不足が見込まれるほか、埼玉県の方針による保険税水準の統一との兼ね合いもあることから、税率改定を進める方向性に変わりはないものか。改定の予定について整理するため、現段階の情報で構わないのもう一度説明をお願いします。
事 務 局	令和9年度の市町村標準保険税率については、同年度に納める納付金の算定とともに、埼玉県から今後示される予定です。 11月頃に「秋の試算」として算定結果が示される予定であり、どの位の

会 議 記 録 （２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	税率になるのかは未定ですが、仮に令和８年度と同水準の税率となった場合でも、現行の本市税率と差があることから、その差の分について引き上げ改定とならざるを得ないものとなります。 こうした状況は本市に限らず、県内の幾つかの自治体も同様の状況であり、既に令和８年度に大幅な引き上げ改定を行って対応している自治体もあります。 なお、令和９年度の保険税水準の「準統一」を達成しなかった場合、罰則はないものの、達成すればインセンティブとして、県から交付される特別交付金の加算対象となる予定です。 また、標準税率に揃えた上で予算を組めたとしても、実際に保険税の課税を行った結果、予想に反して税収が減る状況となった場合、その不足分を埋める財源としては、基金繰入金の活用が考えられますので、一定規模の基金残高を残して置くことが重要とも考えています。 ほかに質疑等はないようですので、各案件について整理したいと思います。 まず、報告事項のアからウについては、それぞれ「了承」とすることにしてよろしいでしょうか。
会 長	【「はい」という声あり】 それでは、報告事項について、「了承」といたします。 続きまして、協議事項のア及びイについては、「承認」とすることにしてよろしいでしょうか。
会 長	【「はい」という声あり】 それでは、協議事項について、「承認」といたします。
会 長	(3) その他 続きまして（３）その他について、事務局からお願いします。
事 務 局	－事務連絡－ （一略－）
会 長	以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。
副 会 長 事 務 局	4 閉 会 副会長 佐藤 道子 氏 （一略－） 以上をもちまして、令和８年度第１回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。 了